

氏名（本籍）	青木 和也	(鳥取県)
学位の種類	博士（工学）	
学位記番号	甲第 194 号	
学位授与の日付	平成 28 年 3 月 22 日	
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当	
学位論文題目	地域空間の利用・管理・運営を通じた地域自治組織の自立に関する研究 —設立背景の異なる行政発意の地域自治組織を事例として—	
論文審査委員	(主査) 教授 鎌田 元弘 (副査) 教授 寺木 彰浩 教授 佐藤 徹治 教授 萩林 成章 東邦大学 教授 朝倉 曜生	

学位論文の要旨

地域空間の利用・管理・運営を通じた地域自治組織の自立に関する研究 —設立背景の異なる行政発意の地域自治組織を事例として—

近年、市民ニーズの多様化と人口減少・高齢化による行財政の逼迫に伴い行政だけで公共サービスへの対応が困難となっている。それに伴い、公共サービスの新たな担い手として多様な主体の協働による課題解決を推進する地域自治組織の設立が行政発意により全国的に行われている。

行政発意の地域自治組織(以下、地域自治組織)は、行政により地域住民の自主的な課題解決と運営が期待されており、具体的な活動方針や運営方針を定めていない。しかし、地域自治組織には行政意図が深く影響し、行政依存の恐れや活動が形骸化する恐れを有している。公共施設の維持管理費の増加が問題となっている中で、協働による地域空間の利用・管理・運営が試みられている。従来、集落コミュニティにおいて地域空間は、地域住民の共有空間として利用し共同作業により管理され地域の資源として運用されていた。しかし、市民ニーズが多様化している近年では、地域空間を取り巻く目的や能力の異なる団体や個人に応じた利用・管理・運営の役割分担が求められている。地域住民等の協働による地域空間の利用・管理・運営は、地方創生の政策における小さな拠点の提唱でも期待されている。

そこで、本研究では段階的に以下のように研究目的を設定する。1) 地域自治組織の協働体制を構築するための地域空間の利用・管理・運営の機能を明らかにする。そして、2) 地域自治組織の設立背景に応じた地域の協働体制を構築するための地域空間の利用・管理・運営の機能を明らかにする。本研究で得られる知見は、地域自治組織に求められる役割とその支援方策に対して有益

な示唆を与える。本研究での調査・分析手法は、主にヒアリング調査を用い調査対象の実態及びその経緯や意向、実現に向けた条件等を明らかにする。そして、分析結果を立場の異なる対象へのヒアリング調査や統計資料を基に確認する。本研究は全9章で構成される。1章では、研究背景と目的及び研究の位置づけについて整理する。2章では、地域自治組織の利用・管理・運営を通じて地域空間(活動の場)が機能向上すると仮定する。また、都市形成及び町村合併の異なる二種類の設立背景の地域自治組織の特徴について整理する。そして、設立背景に応じた地域自治組織の対象事例を千葉県内より選定する。3章・4章では、設立背景の異なる二種類の先進的な地域自治組織の運営形態及び活動の場の利用・管理・運営を通じた協働体制の構築の実態を捉える。そして、5章では3章と4章を小括する。加えて、地域自治組織の設立背景に応じた地域の協働体制の構築のための活動の場の利用・管理・運営の機能について仮説設定を行う。そのために、3章・4章の小括に加え、地域自治組織の設立背景ごとの地域特性に応じた公共施設再編について再編の経緯や対象となる施設の特徴について整理する。そして、地域自治組織の設立背景に応じた協働体制に適した対象事例をそれぞれ選定する。都市形成に伴う地域自治組織を設立する都市部では、地区コミュニティの形成の基盤としての活動の場の創出が求められると仮定する。そして、町村合併に伴う地域自治組織を設立する農村部では、地区コミュニティの維持のための旧町村単位の地区連携が求められると仮定する。

6章・7章では、地域自治組織の設立背景に応じた協働体制に求められる活動の場の利用・管理・運営の機能について考察する。6章ではアダプト制度の全国的な取り組み実態と習志野市の公有未利用地の分布状況を基に地区コミュニティの形成に求められる公有未利用地の住民利用の機能と実現に求められる支援制度の運用方針について考察する。そして、7章では南房総市と各道の駅の道の駅間の連携実態とその意向を基に地区コミュニティの維持に求められる道の駅間の連携について考察する。そして、8章では地域の協働体制の構築を目的とする全市施設として設置される行政サービスの拠点である市民活動支援センターを対象とする。そして、市民活動支援センターの地域の市民活動の特徴に応じた中間支援機能と民間活力を活かした管理・運営について考察する。9章では、6章・7章・8章を小括する。そして、地域自治組織の設立背景に応じた地域の協働体制を構築するための地域自治組織の活動の場の利用・管理・運営する役割について考察する。地域の協働体制の構築のための地域自治組織の活動の場の利用・管理・運営の方向性について明らかにする。

審査結果の要旨

近年、市民ニーズの多様化と人口減少・高齢化による行財政の逼迫に伴い行政だけでの公共サービスの対応が困難となっている。それに伴い行政は多様な主体の協働を推進し民間活力を活かした公共サービスや地域の課題解決への対応を試みている。そして、公共サービスの新たな担い手

を育成するために行政は多様な市民活動支援に取り組むことを余儀なくされている。

そのような中で、公共サービスの新たな担い手として多様な主体の協働による課題解決を推進する地域自治組織が行政発意により全国的に設立されている。行政発意の地域自治組織(以下、地域自治組織)は、地域住民の自主的な課題解決や運営が期待されており、行政から具体的な活動や運営の指針が定められていない。そのため、地域自治組織は行政から自立しているとは言い難い状況で行政依存や活動の形骸化といったさらなる行政負担の恐れをも有している。また、市町村行政では、公共施設の維持管理費の増加と地域の担い手不足が問題となる中で、地域自治組織やNPOを主体とする協働による地域空間の利用・管理・運営が試みられている。従来、地域空間の利用・管理・運営は、地域コミュニティにおいて地域の共有空間を対象に地域住民が共同作業により取り組まれていた。しかし、市民ニーズが多様化している地域空間の利用・管理・運営では、活動目的や能力の異なる団体や個人毎に応じた役割分担が求められており、協働による地域空間の利用・管理・運営は、地方創生に伴う小さな拠点としても提唱されている。

本論文では、以上のような背景に基づき、研究目的を以下のように設定している。1) 地域自治組織の協働体制を構築するための地域空間の利用・管理・運営の機能を明らかにする。2) 地域自治組織の設立背景に応じた地域の協働体制を構築するための地域空間の利用・管理・運営の機能を明らかにする。

本論文は2部構成の全9章で構成されている。

1部の2章・3章・4章では、地域自治組織の協働体制を構築するための地域空間の利用・管理・運営の機能を明らかにしている。2章では、地域自治組織の自立に向けた協働体制を構築するための地域空間の利用・管理・運営の共通した機能の仮説設定を行っている。また、地域自治組織の代表的な二種類の設立背景(都市形成及び市町村合併:以下、地域特性)に応じて行政から期待される主たる役割に基づき千葉県内より各々の対象事例を選定している。3章・4章では、地域特性の異なる地域自治組織の協働による地域空間の利用・管理・運営を通じた協働体制の構築の実態を捉えている。

2部の5章・6章・7章・8章では、地域自治組織の地域特性に応じた地域の協働体制を構築するための地域空間の利用・管理・運営の機能を明示している。5章では、3章・4章の成果を基に地域特性に応じた地域の協働体制を構築の課題整理と構築するための地域空間を利用・管理・運営する機能の仮説設定を行い、地域特性に基づく対象事例とする地域空間を選定している。6章ではコミュニティ形成するために公有未利用地を市民活動の場として利用する機能とその支援方策を提示している。7章では、コミュニティを維持するために道の駅を地区連携拠点として管理・運営する機能を明らかにしている。8章では、市民活動の特徴に応じた地域の協働体制を構築するため全市施設である市民活動支援センターを管理・運営する機能を提示している。9章では、6章・

7章・8章を小括し、地域特性に応じた地域の協働体制を構築するための地域自治組織の地域空間の利用・管理・運営の機能を明らかにしている。

以上、本論文は、市町村行政が自地域の様々な課題解決に継続的に関わる地域自治組織をどのように育成するかという点と、市町村において地域空間の担い手と財源が急激に不足する中でそれらをどのように運営・管理するという点の二点について、同次元で解決する観点を提示したものであり、多くの市町村行政における協働まちづくり及び地域コミュニティ支援施策における実用的な価値は極めて高い。

研究課題の性格上、定性的・事例的な分析が中心ではあるものの、市民協働の実現化のための研究課題を多面的な視点で掘り下げ、その独自の視点を先行研究の中で位置づけた上で、可能な限り客観的な視点で整理しており、地域計画学における市民協働・住民参加論・コミュニティ論の分野における学術レベルでの価値も高い。

よって本論文は、博士(工学)の学位論文として合格と認められる。